

は掲出物件について権原を有する者（以下この条において「所有者等」という。）に対し当該広告物又は掲出物件を返還するため、条例で定めるところにより、条例で定める事項を公示しなければならない。

都道府県知事は、第一項の規定により保管した広告物若しくは掲出物件が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は前項の規定による公示の日から次各号に掲げる広告物若しくは掲出物件の区分に従い当該各号に定める期間を経過してもなお当該広告物若しくは掲出物件を返還することができない場合において、条例で定めるところにより評価した当該広告物若しくは掲出物件の価額に比し、その保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、条例で定めるところにより、当該広告物又は掲出物件を売却し、その売却した代金を保管することができる。

一 前条第四項の規定により除却された広告物 二日以上で条例で定める期間

二 特に貴重な広告物又は掲出物件 三月以上で条例で定める期間

三 前二号に掲げる広告物又は掲出物件以外の広告物又は掲出物件 二週間以上で条例で定める期間

四 都道府県知事は、前項に規定する広告物又は掲出物件の価額が著しく低い場合において、同項の規定による広告物又は掲出物件の売却につき買受人がないとき、又は売却しても買受人がないことが明らかであるときは、当該広告物又は掲出物件を廃棄することができる。

五 第三項の規定により売却した代金は、売却に要した費用に充てることができる。

六 前条第二項及び第四項並びに第一項から第三項までに規定する広告物又は掲出物件の除却保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該広告物又は掲出物件の返還を受けるべき広告物又は掲出物件の所有者等（前条第二項に規定する措置を命ずべき者を含む。）に負担させることができる。

七 第二項の規定による公示の日から起算して六ヶ月を経過してもなお第一項の規定により保管した広告物又は掲出物件（第三項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該広告物又は掲出物件の所有権は、当該広告物又は掲出物件を保管する都道府県に帰属する。

第四章 屋外廣告業

第一節 屋外広告業の登録等

第九条 都道府県は、条例で定めるところにより、その区域内において屋外広告業を営もうとする者は都道府県知事の登録を受けなければならぬものとすることができる。

第十条 都道府県は、前条の条例には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 登録の有効期間に関する事項

二 登録の要件に関する事項

三 業務主任者の選任に関する事項

四 登録の取消し又は営業の全部若しくは一部の停止に関する事項

五 その他登録制度に関し必要な事項

二 前条の条例は、前項第一号から第四号までに掲げる事項について、次に掲げる基準に従つて定めなければならない。

一 前項第一号に規定する登録の有効期間は、五年であること。

二 前項第二号に掲げる登録の要件に関する事項は、登録を受けようとする者が次のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならないものとすること。

イ 当該条例の規定により登録を取り消され、その处分があつた日から二年を経過しない者

ロ 屋外広告業を営む法人が当該条例の規定により登録を取り消された場合において、その处分があつた日前三十日以内にその役員であつた者でその处分があつた日から二年を経過しない者

ハ 当該条例の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

二 この法律に基づく条例又はこれに基づく处分に違反して罰金以上の刑に処せられ、有しない未成年者でその法定代理人がイから二まで又はへのいずれかに該当するものへ法人でその役員のうちにイから二までのいずれかに該当する者があるものト業務主任者を選任していない者

三 前項第三号に掲げる業務主任者の選任に関する事項は、登録を受けようとする者にあつ

三 前項第三号に掲げる業務主任者の選任に関する事項は、登録を受けようとする者にあつては営業所ごとに次に掲げる者のうちから業務主任者となるべき者を選任するものとし、登録を受けた者にあつては当該業務主任者に広告物の表示及び掲出物件の設置に係る法令の規定の遵守その他当該営業所における業務の適正な実施を確保するため必要な業務を行わせるものとすること。

イ 国土交通大臣の登録を受けた法人（以下「登録試験機関」という。）が広告物の表示及び掲出物件の設置に関する必要な知識について行う試験に合格した者

ロ 広告物の表示及び掲出物件の設置に関する必要な知識を修得させることを目的として都道府県の行う講習会の課程を修了した者ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識を有するものとして条例で定める者

四 前項第四号の登録の取消し又は営業の全部若しくは一部の停止に関する事項は、登録を受けた者が次のいずれかに該当するときは、その登録を取消し、又は六月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることがができるものとすること。

イ 不正の手段により屋外広告業の登録を受けたとき。

ロ 第二号ロ又はニからトまでのいずれかに該当することとなつたとき。

ハ この法律に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき。

(屋外広告業を営む者に対する指導、助言及び勧告)

第十二条 都道府県知事は、条例で定めるところにより、屋外広告業を営む者に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

第二節 登録試験機関

(登録)

第十三条 第十条第二項第三号イの規定による登録は、同号イの試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

(欠格条項)

一 この法律の規定に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けるこ

二 第二十五条第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

三 その役員のうちに、第一号に該当する者があること。

(登録の基準)

第十四条 国土交通大臣は、第十二条の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、第十条第二項第三号イの規定による登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

一 試験を別表の上欄に掲げる科目について行い、当該科目についてそれぞれ同表の下欄に掲げる試験委員が問題の作成及び採点を行うものであること。

二 試験の信頼性の確保のための次に掲げる措置がとられていること。

イ 試験事務について専任の管理者を置くこと。

ロ 試験事務の管理（試験に関する秘密の保持及び試験の合格の基準に関することを含む。）に関する文書が作成されていること。

ハ ロの文書に記載されたところに従い、試験事務の管理を行う専任の部門を置くこと。

三 債務超過の状態ないこと。

(登録の公示等)

第十五条 国土交通大臣は、第十条第二項第三号イの規定による登録をしたときは、当該登録を受けた者の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該登録をした日を公示しなければならない。

二 登録試験機関は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

三 国土交通大臣は、前項の規定による届出がつたときは、その旨を公示しなければならない。

(役員の選任及び解任)

第十六条 登録試験機関は、役員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(試験委員の選任及び解任)
第十七条 登録試験機関は、第十四条第一号の試験委員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。(秘密保持義務等)

第十八条 登録試験機関の役員若しくは職員(前条の試験委員を含む。次項において同じ。)又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 試験事務に従事する登録試験機関の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の方の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(試験事務規程)
第十九条 登録試験機関は、国土交通省令で定める試験事務の実施に関する事項について試験事務規程を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の規定により認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、登録試験機関に対して、これを変更すべきことを命ずることができる。(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第二十条 登録試験機関は、毎事業年度経過後三ヶ月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができる方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。))の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第三十三条において「財務諸表等」という)を作成し、五年間登録試験機関の事務所に備えて置かなければならぬ。

2 試験を受けようとする者その他の利害関係人は、登録試験機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録試験機関の定めた費用を支払わなければならぬ。
一 財務諸表等が書面をもつて作成されたりときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されたりときは、当該電磁的記録に記録された。

事項を国土交通省令で定める方法により表示したものとの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することとの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

五 土交省令で定めるものを記載した帳簿を備え、保存しなければならない。

(帳簿の備付け等)

第二十一条 登録試験機関は、国土交通省令で定めるところにより、試験事務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え、保存しなければならない。

(適合命令)
第二十二条 国土交通大臣は、登録試験機関が第十四条各号のいずれかに適合しなかつたと認めるとときは、その登録試験機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。(報告及び検査)

(試験事務の休廃止)
第二十三条 国土交通大臣は、試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録試験機関に対して、試験事務の状況に關し必要な報告を求め、又はその職員に、登録試験機関の事務所に立ち入り、試験事務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

4 第二十三条の規定による登録を受けたとき。

5 不正確の手段により第十条第一項第三号イの規定による登録を受けたときは、その旨を公示しなければならない。

四 第十九条第二項又は第二十二条の規定による命令に違反したとき。

五 不正確の手段により第十条第一項第三号イの規定による登録を受けたときは、その旨を公示しなければならない。

六 第五章 雜則

(特別区の特例)

第二十六条 この法律中都道府県知事の権限に属するものとされていいる事務で政令で定めるものは、特別区においては、政令で定めるところには、特別区の長が行なうものとする。この場合においては、この法律中都道府県知事に関する規定は、特別区の長に関する規定として特別区の長に適用があるものとする。

(大都市等の特例)
第二十七条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)においては、政令で定めるところにより、指定都市又は中核市(以下「指定都市等」という。)が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

二 第二十三条第一項の規定による報告を求める行為をした登録試験機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

三 第二十四条第一項の規定による許可を受けた登録試験機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

4 国土交通大臣は、前項の規定による許可をし、たときは、その旨を公示しなければならない。

(登録の取消し等)

二 第二十四条第一項の規定による許可を受けた登録試験機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ試験事務の全部を廃止したとき。

三 第二十四条第一項の規定による許可を受けた登録試験機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ試験事務の全部を廃止したとき。

4 国土交通大臣は、前項の規定による許可をし、たときは、その旨を公示しなければならない。

(景観行政団体である市町村の特例等)

二 第二十八条 都道府県は、地方自治法(第二百五十二条の十七の二の規定によるものほか、第三条から第五条まで、第七条又は第八条の規定に基づく条例の制定又は改廃に関する事務の全部

又は一部を、条例で定めるところにより、景観行政団体である市町村、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律第四十号)第七条第一項に規定する認定市町

一 第十五条第二項、第十六条、第十七条、第十八条第一項、第二十一条又は前条第一項の規定に違反したとき。

二 正当な理由がないのに第二十条第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

三 第十九条第一項の規定による認可を受けたとき。

四 第十九条第二項又は第二十二条の規定による命令に違反したとき。

五 不正確の手段により第十条第一項第三号イの規定による登録を受けたときは、その旨を公示しなければならない。

六 第六章 罰則

第三十条 第十八条规定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

三 第三十一条 第二十五条第二項の規定による試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録試験機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

四 第三十二条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした登録試験機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十一条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

二 第二十三条第一項の規定による報告を求める行為をした登録試験機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

三 第二十四条第一項の規定による許可を受けた登録試験機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ試験事務の全部を廃止したとき。

四 第二十四条第一項の規定による許可を受けた登録試験機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ試験事務の全部を廃止したとき。

五 第二十四条第一項の規定による許可を受けた登録試験機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ試験事務の全部を廃止したとき。

六 第二十四条第一項の規定による許可を受けた登録試験機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ試験事務の全部を廃止したとき。

七 第二十四条第一項の規定による許可を受けた登録試験機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ試験事務の全部を廃止したとき。

八 第二十四条第一項の規定による許可を受けた登録試験機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ試験事務の全部を廃止したとき。

九 第二十四条第一項の規定による許可を受けた登録試験機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ試験事務の全部を廃止したとき。

十 第二十四条第一項の規定による許可を受けた登録試験機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ試験事務の全部を廃止したとき。

十一 第二十四条第一項の規定による許可を受けた登録試験機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ試験事務の全部を廃止したとき。

十二 第二十四条第一項の規定による許可を受けた登録試験機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ試験事務の全部を廃止したとき。

十三 第二十四条第一項の規定による許可を受けた登録試験機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ試験事務の全部を廃止したとき。

十四 第二十四条第一項の規定による許可を受けた登録試験機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ試験事務の全部を廃止したとき。

十五 第二十四条第一項の規定による許可を受けた登録試験機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ試験事務の全部を廃止したとき。

一 村である市町村又は都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第四十六条第一項に規定する都市再生整備計画に同条第二項第五号に掲げる事を記載した市町村(いずれも指定都市及び中核市を除く。)が処理することとすることができる。この場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、当該市町村の長に協議しなければならない。

二 その他の国民の基本的人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

三 知事は、あらかじめ、当該市町村の長に協議しなければならない。

四 (適用上の注意)
第五章 雜則

第六章 罰則

第三十条 第十八条规定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

三 第三十一条 第二十五条第二項の規定による試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録試験機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

四 第三十二条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした登録試験機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十一条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

二 第二十三条第一項の規定による報告を求める行為をした登録試験機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

三 第二十四条第一項の規定による許可を受けた登録試験機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ試験事務の全部を廃止したとき。

四 第二十四条第一項の規定による許可を受けた登録試験機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ試験事務の全部を廃止したとき。

五 第二十四条第一項の規定による許可を受けた登録試験機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ試験事務の全部を廃止したとき。

六 第二十四条第一項の規定による許可を受けた登録試験機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ試験事務の全部を廃止したとき。

七 第二十四条第一項の規定による許可を受けた登録試験機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ試験事務の全部を廃止したとき。

八 第二十四条第一項の規定による許可を受けた登録試験機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ試験事務の全部を廃止したとき。

九 第二十四条第一項の規定による許可を受けた登録試験機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ試験事務の全部を廃止したとき。

十 第二十四条第一項の規定による許可を受けた登録試験機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ試験事務の全部を廃止したとき。

十一 第二十四条第一項の規定による許可を受けた登録試験機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ試験事務の全部を廃止したとき。

十二 第二十四条第一項の規定による許可を受けた登録試験機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ試験事務の全部を廃止したとき。

十三 第二十四条第一項の規定による許可を受けた登録試験機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ試験事務の全部を廃止したとき。

十四 第二十四条第一項の規定による許可を受けた登録試験機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ試験事務の全部を廃止したとき。

十五 第二十四条第一項の規定による許可を受けた登録試験機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ試験事務の全部を廃止したとき。

十六 第二十四条第一項の規定による許可を受けた登録試験機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ試験事務の全部を廃止したとき。

一 その他の国民の基本的人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

二 その他の国民の基本的人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

三 知事は、あらかじめ、当該市町村の長に協議しなければならない。

四 (適用上の注意)
第五章 雜則

第六章 罰則

第三十条 第十八条规定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

三 第三十一条 第二十五条第二項の規定による試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録試験機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

四 第三十二条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした登録試験機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十一条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

二 第二十三条第一項の規定による報告を求める行為をした登録試験機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

三 第二十四条第一項の規定による許可を受けた登録試験機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ試験事務の全部を廃止したとき。

四 第二十四条第一項の規定による許可を受けた登録試験機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ試験事務の全部を廃止したとき。

五 第二十四条第一項の規定による許可を受けた登録試験機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ試験事務の全部を廃止したとき。

六 第二十四条第一項の規定による許可を受けた登録試験機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ試験事務の全部を廃止したとき。

七 第二十四条第一項の規定による許可を受けた登録試験機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ試験事務の全部を廃止したとき。

八 第二十四条第一項の規定による許可を受けた登録試験機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ試験事務の全部を廃止したとき。

九 第二十四条第一項の規定による許可を受けた登録試験機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ試験事務の全部を廃止したとき。

十 第二十四条第一項の規定による許可を受けた登録試験機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ試験事務の全部を廃止したとき。

十一 第二十四条第一項の規定による許可を受けた登録試験機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ試験事務の全部を廃止したとき。

十二 第二十四条第一項の規定による許可を受けた登録試験機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ試験事務の全部を廃止したとき。

十三 第二十四条第一項の規定による許可を受けた登録試験機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ試験事務の全部を廃止したとき。

十四 第二十四条第一項の規定による許可を受けた登録試験機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ試験事務の全部を廃止したとき。

十五 第二十四条第一項の規定による許可を受けた登録試験機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ試験事務の全部を廃止したとき。

十六 第二十四条第一項の規定による許可を受けた登録試験機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ試験事務の全部を廃止したとき。

一 その他の国民の基本的人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

二 その他の国民の基本的人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

三 知事は、あらかじめ、当該市町村の長に協議しなければならない。

四 (適用上の注意)
第五章 雜則

第六章 罰則

第三十条 第十八条规定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

三 第三十一条 第二十五条第二項の規定による試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録試験機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

四 第三十二条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした登録試験機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十一条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

二 第二十三条第一項の規定による報告を求める行為をした登録試験機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

三 第二十四条第一項の規定による許可を受けた登録試験機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ試験事務の全部を廃止したとき。

四 第二十四条第一項の規定による許可を受けた登録試験機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ試験事務の全部を廃止したとき。

五 第二十四条第一項の規定による許可を受けた登録試験機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ試験事務の全部を廃止したとき。

六 第二十四条第一項の規定による許可を受けた登録試験機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ試験事務の全部を廃止したとき。

七 第二十四条第一項の規定による許可を受けた登録試験機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ試験事務の全部を廃止したとき。

八 第二十四条第一項の規定による許可を受けた登録試験機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ試験事務の全部を廃止したとき。

九 第二十四条第一項の規定による許可を受けた登録試験機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ試験事務の全部を廃止したとき。

十 第二十四条第一項の規定による許可を受けた登録試験機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ試験事務の全部を廃止したとき。

十一 第二十四条第一項の規定による許可を受けた登録試験機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ試験事務の全部を廃止したとき。

十二 第二十四条第一項の規定による許可を受けた登録試験機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ試験事務の全部を廃止したとき。

十三 第二十四条第一項の規定による許可を受けた登録試験機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ試験事務の全部を廃止したとき。

十四 第二十四条第一項の規定による許可を受けた登録試験機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ試験事務の全部を廃止したとき。

十五 第二十四条第一項の規定による許可を受けた登録試験機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ試験事務の全部を廃止したとき。

十六 第二十四条第一項の規定による許可を受けた登録試験機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ試験事務の全部を廃止したとき。

から起算して一年を超えない範囲内において
政令で定める日

附 則（令和二年六月一〇日法律第四三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

別表（第十四条関係）

科目	試験委員
一 この法、一 学校教育法（昭和二十二年法律に基づく学） ¹ による大学（以下「大學」という。）において行政法学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者	この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
二 広告物、二 形状、色彩及び意匠の職にあり、又はこれらの職にあつた者	二 前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
三 広告物、三 件の設計及び施工に関する科目	二 前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
四 広告物、四 件の設計及び施工に関する科目	二 前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者